

# 富山市重度心身障害者等 医療費助成を受けている方へ

福祉医療費請求書の電子データ化により、2019年(平成31年)4月診療分から、福祉医療費請求書(青・黄色)の提出が病院等で不要となります。

## 対象者

青色の重度心身障害者等医療費受給資格証をお持ちの方(64歳以下)

黄色の重度心身障害者等医療費受給資格証をお持ちの方(65歳~74歳)

福祉医療費請求書

新しい受給資格証(おもて)

病院・薬局等の窓口で提示するもの

2019年(平成31年)3月31日まで

- ① 健康保険証の提示
- ② 現在の受給資格証の提示
- ③ 福祉医療費請求書の提出

2019年(平成31年)4月1日から

- ① 健康保険証の提示
- ② 新しい受給資格証の提示

福祉医療費請求書の提出不要に伴い、公費負担者番号を追加した「受給資格証」をお送りします。2019年(平成31年)4月以降は、今回お送りした「受給資格証」をご使用ください。

※新元号が未定のため、有効期間の終期は、新元号発表後に読み替えてください。

- 現在の受給資格証は、2019年(平成31年)4月1日以降使用できなくなります。
- 新しい受給資格証の有効期間の終期は、現在の受給資格証と同じです。
- 「青色の受給資格証」の方は2019年6月に、「黄色の受給資格証」の方は2019年7月に所得判定を行い、該当者の方にはもう一度受給資格証を発送します。
- 福祉医療費請求書の提出が不要となりますが、医療費助成制度の内容に変更はありません。
- 現物給付の対象となっている県内の医療機関等が変更の対象となり、県外の医療機関等については、従来どおり、償還払いの手続きとなります。
- 健康保険証等に変更があった場合は、すみやかに窓口にて手続きをしてください。

※障害の医療費助成で一部負担金助成該当者(うす橙色の該当者証)をお持ちの方は、従来どおり健康保険証及び該当者証を病院・薬局等の窓口で提示してください。

(お問合せ先) 富山市福祉保健部障害福祉課医療係 電話 076-443-2102

大沢野行政サービスセンター-地域福祉課 電話 467-5811 大山行政サービスセンター-地域福祉課 電話 483-1214

八尾行政サービスセンター-地域福祉課 電話 455-2461 婦中行政サービスセンター-地域福祉課 電話 465-2114